経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度) 制度内容の改正に要注意

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防 ぐための制度です。節税を目的として、短期間で脱退・再加入を繰り返す事例が増えていることを受け、2024年度(令和6年度)税 制改正大綱により、制度改正が行われました。2024年10月1日からの改正内容について見てみましょう。

経営セーフティ共済の詳細

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒 産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。「も しも」のときの資金調達手段として当面の資金繰り をバックアップします。無担保・無保証人で掛金の最 高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は 損金または必要経費に算入できます。



共済金の借入れが受けられる取引先の倒産

- 法的整理
- 取引停止処分
- でんさいネットの取引停止処分
- 私的整理
- 災害による不渡り
- 災害によるでんさいの支払不能
- 特定非常災害による支払不能

共済金の借入れが受けられない 取引先の倒産

● 夜逃げ



- ① 無担保・無保証人で、掛金の10 倍まで借入れ可能
- ② 取引先が倒産後、借入れできる
- ③ 掛金を損金、または必要経費に 算入できる
- ④ 解約手当金が受け取れる



節税を目的として、短期間で脱退・再加入を繰り返す事例が増えているため、制度改正に!

2024年10月からの改正ポイント



2024年10月1日以後、共済契約の解除があった後、再度契約を締結した場合には、その 解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金に ついては、損金(法人)・必要経費(個人)算入ができない。



交

改正イメージ

損金算入可能となる期間 (1回目)

再加入は可能だが 損金算入できない期間(2年間)

損金算入可能となる期間 (2回目)

など

解約 加入

脱退・再加入は、積立額の変動で貸付可能額も変動するため、中小企業庁は「連鎖倒産への備え が不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではない」と指摘しています。安定的な制 度継続の為にも、正しい目的で利用しましょう!



ペンデル税理士法人(認定経営革新等支援機関) TEL: 03-5990-5910 FAX: 03-5990-5909

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルディング5F



- ·各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- ·創業支援
- 優遇金利での資金調達

